

# 特別支援学校管理職になる前の学びを支える部主事研修

## <企画の趣旨>

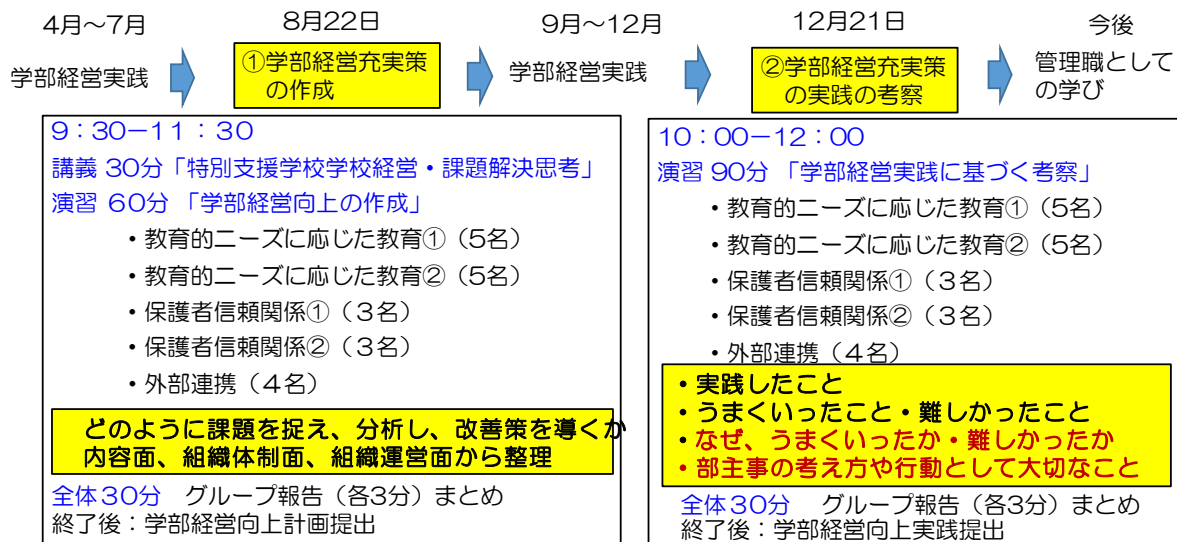
特別支援学校には幼稚部、小学部、中学部、高等部という4つの部があり、その部を担うのが部主事です。管理職と教員をつなぐ重責を担いますが、学校マネジメントの研修は不十分です。そこで、岐阜大学教職大学院では、2021年度、独立行政法人教職員支援機構（NITS）とコラボして全国初の部主事研修を開発しました。

本研修の目的は、部主事の先生に対して「校長先生の経営方針を踏まえて学部組織を協働的に経営する力量を向上する」ことです。8月に、学校経営・学部経営に関する講義を受け、自身の課題意識に基づくグループ演習で、学部経営の充実策を作成します。そして、12月に、学部経営の実践を振り返り、成果と課題を検討し、部主事に必要な考え方や行動を明らかにします。

## <対象・内容>

岐阜県内特別支援学校の校長先生推薦の各校1名の部主事が参加  
2021-2022 まで 42名受講

### 自らの学部経営実践の意味を認識し、高度化する



## 特別支援学校の学校経営

**対象**  
障害のある子ども

**目的**  
基礎的、中立的、中立的または相互に準ずる教育

**方法**  
個別化教育  
（1）中・高・小・中・小  
（2）中・高・小・中・小  
（3）中・高・小・中・小  
（4）中・高・小・中・小

**関係機関との連携**  
（1）中・高・小・中・小  
（2）中・高・小・中・小  
（3）中・高・小・中・小  
（4）中・高・小・中・小

**ワンストップ体制**  
（1）中・高・小・中・小  
（2）中・高・小・中・小  
（3）中・高・小・中・小  
（4）中・高・小・中・小

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は発達障害者（身体虚弱者を含む。以下同じ）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を営むために必要な知識技能を授けようとする。  
「学校教育法第72条」

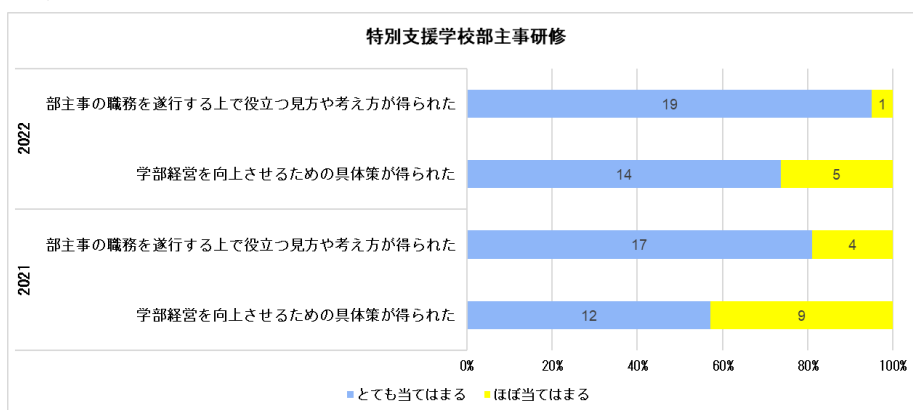
可能な限り自立し社会参加ができるよう、障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、手厚く、きめ細かな教育を行う。また、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、保護者や地域からの特別支援教育についての相談にも応じる。  
「特別支援教育の案内リーフレット令和3年度岐阜県教育委員会」

## 教職員と組織的に協働するためのポイント

- ①校長先生の学校経営方針をふまえて学部経営のビジョンを示す
- ②具体的な計画を示す  
（どの組織で、何を、いつまでに）
- ③教職員の良さを活かす
- ④教職員の取り組みを直ちに価値づける
- ⑤取り組みの成果を共有する



## <研修の評価とまとめ>



研修の満足度は、10点中9.2点（8月）、9.4点（12月）でした。

部主事の職務に役立つ見方や考え方、学部経営を向上させる具体策とも高評価でした。

部主事に必要な考え方や行動として以下のことが指摘されました。

- ・校長の経営方針を理解し、それを踏まえて学部経営のビジョン経営計画を作成する。
- ・部主事自ら率先して、子どもの学び、担任の思い等の現状を把握する。
- ・現状認識を踏まえ、部の方向性を示し、子どもの学びの姿を軸に教員へ働きかける。
- ・管理職との違いを踏まえた部主事の役割の認識や管理職への具申。
- ・次を担う人材育成を考えながらの業務遂行。

各校の部主事の役割、悩みを共有することで、自分自身を振り返り、今後の方向性を考えられた、ファシリテーターが各校の成果と課題を整理して価値付けし、効力感や手応えを感じることができた等が指摘されました。

多忙な中で、部主事の先生が学部経営の課題を学校マネジメントの観点から整理し、先の展望を得られたこと、うれしく思います。部主事の先生の学びを支えていただいた校長先生、同僚の先生、岐阜県教育委員会様に深く感謝いたします。